資料１

※　東部保育園に関する部分を抜粋



日進市保育施設の運営・整備に関する計画

中間見直し

令和７年１０月

日進市

目　次

中間見直しについて ２

第１章　保育を取り巻く環境 ４

１-１　国・県の動向 4

１-２　本市の人口の推移 5

１-３　保育需要の変化 8

第２章　計画における基本方針・基本施策 １０

２-２　拠点園の設置 10

２-３　保育園の定員管理 11

２-４　保育士・保育環境の充実 14

２-５　公立保育園の施設管理 16

２-６　民間保育施設等の施設管理 17

中間見直しについて

● 基本的な考え方

今回の中間見直しは、令和３年３月に策定をしました日進市保育施設の運営・整備に関する計画（以下、「計画」という。）の内容を基本としつつ、下記３項目について見直しを行うこととし、その内容のみを記載することとします。

１　国・県の動向による見直し

本計画の策定以降、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和４年６月に成立（令和５年４月施行）し、少子高齢化の加速、こどもの貧困、いじめや虐待、子育ての負担など幅広いこどもの問題を一元化して対応することを目的に、令和５年４月１日にこども家庭庁が創設されました。

令和５年 12 月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

また、こども家庭庁は、令和８年度より、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」を創設します。

これらのことから、本計画の見直しを行います。

２　「第三期日進市子ども・子育て支援事業計画」策定による見直し

本市では、令和６年度に「第二期日進市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えたことから、「第三期日進市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「三期計画」という。）を策定し、誰もが安心してこどもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んでいくこととしております。

これらのことから、本計画の見直しを行います。

３　本市の動向による見直し

本市では、これまで人口増加に比例して増加する保育需要に対し、待機児童対策として、平成 26 年度以降、民間保育所（指定管理園含む）７園、幼保連携型認定こども園３園、小規模保育事業所１０園を新たに開設し、受け皿の拡大を図ってきました。これにより、保育施設等の保育定数は、平成 25 年度時点の 1,628 人から令和６年度の 2,621 人まで増加しました。

しかし、人口減少社会へと転じた我が国において、本市においても、出生数の減少、保育人口の減少が始まることが見込まれており、今後は、単に保育定数を増加することのみならず、適正な保育定数を維持していくことと併せて、様々なニーズに対応できるこれまで以上に質の高い保育の提供が求められるものと考えています。

また、公立保育園の一部で、老朽化が進み、更新の時期を迎えていることから、今後の社会情勢の変化を踏まえ、多様化する保育ニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的かつ質の高い保育の提供を継続していくために、公立、民間保育施策の進むべき方向性を明らかにしながら、計画期間内に実施するべき事業の内容について見直しを行います。

２－５　公立保育園の施設管理

２－３　保育園の定員管理で述べたとおり、民間保育施設等を優先に定員が充足することを基本とし、公立保育園の定員を減らしていくことから、公立保育園については、令和１１年度までに統廃合を含め、より効果的な運営方法を検討します。

なお、既に更新の時期を迎えている東部保育園については、本計画期間である令和１１年度までの更新に向け、官民連携手法を用いたより効果的な運営方法を早期に決定します。